

# 教育訓練給付制度

給付金

2025年4月1日現在

## (特定一般教育訓練給付金について)

特定一般教育訓練給付金とは、速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練を受けた場合に、その受講のために支払った費用の一部に相当する額を支給するものであり、職業に関して必要とされる知識や技能が変化し、多様な職業能力開発が求められる中で労働者の主体的な能力開発の取組を支援し、もって雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の被保険者(在職者)、または被保険者であった方(離職者)が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合、本人が支払った入学金及び受講料の40%(上限20万円)がハローワークから支給されます。

※被保険者とは一般被保険者及び高齢被保険者をいいます。以下、同様です。



**1 2 支給要件照会手続** (任意) 支給資格があるかどうか不明な場合は、本人の住所を管轄するハローワークにて支給資格の有無をご確認ください。

教育訓練給付金の支給対象者(支給資格者)は、次のイまたはロのいずれかに該当する方であって、厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した方です。

イ. 雇用保険の被保険者(在職者)	教育訓練の受講開始日において雇用保険の被保険者である方のうち、支給要件期間が3年以上※ある方
ロ. 雇用保険の被保険者であった方(離職者)	教育訓練の受講開始日において雇用保険の被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日(離職日の翌日)以降、受講開始日までが1年以内(適用対象期間の延長が行われた場合には最大20年以内)であり、かつ支給要件期間が3年以上※ある方

※ 当分の間、初めて教育訓練給付の支給を受けようとする方については、支給要件期間が1年以上あれば可

### Point 被保険者期間3年以上とは…

(例) 次の場合の支給要件期間は、2年と1年を通算して3年となる

(例) 3年以上被保険者であった期間があり、離職から受講開始日まで1年以内



※被保険者期間が途中で中断していて、その中断期間が1年を超える場合には、中断以前の被保険者期間は通算されません。

【ご注意ください】

過去に教育訓練給付金を受給したことがある場合、その当時の受講開始日より前の被保険者期間は通算されません。新たに支給資格を得るためには、次のいずれにも該当する必要があります。

- 前回の受講開始日以降、雇用保険の加入期間が3年以上ある。
- 前回の支給日から今回の受講開始日まで3年以上経過している。

**3 4 受給資格確認申請等<受講前の事前申請手続>** (必須) (注意) 原則、受講開始日の2週間前までに手続きが必要です。

受講開始2週間前までに、訓練前キャリアコンサルティングにおいてジョブ・カードの交付を受けた後、ハローワークで配布する「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票」とジョブ・カード等必要書類をハローワークへご提出ください。

**5 受講申込** 『受講申込書』の給付金申請欄を記入し、大原各校の受付にてお申込みください。

また、インターネットからお申込みの場合は、教育訓練給付制度対象コースをご選択ください。申請は1指定講座となります。

特定一般教育訓練をご利用の方は、教育訓練給付金(特定一般教育訓練)受給資格確認通知書(コピー)をお申込み時にご提出ください。

※身分証明書(運転免許証等)をご提示ください。インターネットまたは郵送申込みの場合は、コピーの提出が必要です。

**6 受講開始<修了要件>** **通学講座** 全授業回数の80%以上の出席及び受講期間内に実施される定例試験等において60%以上の得点が必要です。

**通信講座** 全添削対象問題の80%以上のご提出及び修了試験において60%以上の得点が必要です。

※出席及び提出物の管理はお客様ご自身で行なっていただきます。

**7 支給申請書類送付<受講修了>** 修了要件を全て満たした方には受講修了後、1週間以内に給付金の支給申請に必要な書類を郵送いたします。この期間に届かない場合はお問合わせください。

**8 支給申請手続** 当校から郵送されてきた支給申請書類等の必要書類を、受講修了日の翌日から起算して1ヶ月以内に本人の住所を管轄するハローワークに提出し、給付金の支給申請手続きを行なってください。

※申請期限内に申請を行なっていただくことが原則ですが、申請期限を過ぎた場合でも、時効が完成するまでの期間(受講修了日の翌日から2年間)について申請が可能です。

**9 決定通知<給付金支給>** 受講のために受講者本人が支払った入学金及び受講料の40%相当額(上限20万円)が支給されます。

※受講修了後、受講した特定一般教育訓練が目標としている資格を取得し、かつ修了した日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された場合は、支払った入学金及び受講料の10%相当額(年間上限5万円)が追加支給されます。(2024年10月1日以降に受講開始した方について適用)

### 社会福祉士受験対策講座 特定一般教育訓練指定コース

指定施設名	指定講座番号	講座名	課程・教室	受講期間	開始日~修了日
大原通信教育本部	1320123-2010013-1	社会福祉士合格コース Web通信	通信課程	5ヵ月	P37をご確認ください
資格の大原	1320002-2310013-3	社会福祉士合格コース Webライブ	通学課程	4ヵ月	2025年9月7日~2026年1月13日
大原医療福祉専門学校	0120066-2010013-2	社会福祉士合格コース	教室通学(札幌)	4ヵ月	2025年9月14日~2026年1月13日
大原医療秘書福祉保育専門学校	1320899-2010013-5	社会福祉士合格コース	教室通学(水道橋)	4ヵ月	2025年9月7日~2026年1月13日
大原医療福祉製菓専門学校梅田校	2720584-2010013-7	社会福祉士合格コース	教室通学(梅田)	4ヵ月	2025年9月7日~2026年1月13日
福岡保育子ども医療福祉専門学校(福岡校)	4020254-2010013-2	社会福祉士合格コース	教室通学(福岡)	4ヵ月	2025年9月14日~2026年1月13日

※厚生労働省の指定基準の見直し等により、指定コース等が変更される可能性があります。

適用コース・手続き方法についてのお問合せ  
各校において指定コースが異なります

【東京水道橋校給付金課】 ☎03-3237-8067  
各受講希望校受付